



天保期篠山藩における国益策と掛屋改革（〈特集Ⅰ〉自治体史編さんの現在2：丹波篠山市史の取り組みと課題）

松本，充弘

(Citation)

Link：地域・大学・文化：神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報, 17:27-39

(Issue Date)

2025-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100505156>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100505156>



天保期篠山藩における国益策と掛屋改革

松本 充弘

はじめに

丹波国篠山藩は、徳川家康の命によって天下普請として慶長一四年（一六〇九）に篠山城が築かれたことに淵源を有しており、幕閣の要職に就く譜代大名が襲封してきた。篠山藩政に関しては嵐瑞澂氏・岡光夫氏・常松隆嗣氏の諸研究が知られており、特に近世後期においては百姓一揆研究や豪農論に関連づけて取り上げられてきた。^①

とりわけ常松氏の研究において、篠山藩の国益策と豪農の関わりに注目されたことは、身分的中間層に位置づく豪農が主体的に藩政へ関与していく過程が具体的に説明されたという点で意義深い。^② 常松氏の研究では、篠山藩領である丹波国多紀郡大山宮村の豪農園田家に注目され、文政五年（一八二二）に園田

庄十左衛門が献策をおこなった国益仕法に基づいて、柿・縮緬・陶磁器の専売品生産について検討が加えられた。その上で、園田庄十左衛門の献策は地域社会に滞留する下層農民の就業機会を増加させることを目的としたもので、豪農の経済力にも一定程度依拠しながら、「地域社会の支柱」として豪農の存在感を高める結果につながったと評価されている。また、近世後期の篠山藩は、藩主青山忠裕が享和四年（一八〇四）から天保六年（一八三五）の長期にわたって老中を務めるなど、藩の中枢部は幕政に深く関与していた。そのため、国許の篠山藩政においては豪農が国益策を主導することになったとも指摘されている。

ただ、篠山藩の国益策が全て豪農に依拠するものだったのかというと、必ずしもそうではない。篠山藩では天保一二年（一八四一）に藩財政の改革を実施しており、その前提として、藩財政を管掌する藩役人を主体とした国益策の検討が天保八年

(一八三七) におこなわれていたのである。その情報は適宜藩内の豪農商にも情報が共有されていたが、地域社会における就労環境の増加や新たな土地開発などを伴う園田家のような豪農による献策とは異なる様相を呈している。そこで、本稿では篠山藩士によって立案された国益策を分析対象とし、その特徴や後の篠山藩政へ与えた影響について考えてみたい。

一 天保八年(一八三七)の篠山藩士による国益策

(一) 献策に関与した篠山藩士の経歴

篠山藩士によって立案・献策された国益策は、篠山城下の町人平野家文書として残存している。^③これは篠山藩士の山崎源治から、青山孫平次に宛てられたものである。ただ年代については「酉年正月」としか記されておらず、正確な時期を特定するための考察を必要とする。そのためまずは、本史料を授受した二名の篠山藩士の経歴を確認しておきたい。^④

差出人の山崎源治は、元禄二年(一六八九)に江戸で仕官した谷田源六(諱は武矩)を初代とする。先主は備中国成羽藩の山崎氏で、三代目の源治(諱は武雅)の頃に山崎姓を名乗るようになる。本史料の筆者である山崎源治(諱は武修)は、初代から数えて六代目に当たる人物である。

山崎家六代目の源治は文化七年(一八一〇)に初めて出仕し、

天保一五年(一八四四)に死去するまで実働が確認できる。家督継承以降の禄高は一三〇石で、文政四年(一八二一)に「御小納戸御用向手伝」を命じられ、続く天保九年(一八三八)に篠山藩の元締役となる。篠山藩の元締役は勘定奉行の支配下であり、藩の金銀出納を所管していたと推定される。^⑤以降は篠山藩政への具体的な関与を確認することができ、天保一一年には「御納戸御不手繰之上、一昨年(注―天保九年)と御公私御物入多之上、昨年御収納相減御不手繰之处、彼是骨折出精」につき、紋付小袖を拝領している。続く天保一二年には大坂において「御分限御取縮御用掛り」を命じられ、翌天保一三年には「菱田治郎右衛門預り切手俄二取附諸人群集いたし候節、右取付方被仰付候处、昼夜不分格別出精取扱早速穩二相納り候付」、紋付縮御帷子および金五〇〇疋を下賜された。以上の経歴から山崎源治は天保九年の元締役就任を契機として、篠山藩財政へ深く関与した藩士であったことが分かる。

対する青山孫平次は代々家老が輩出する古参の家柄を出自とする。文政一〇年(一八二七)に初めて出仕し、天保五年(一八三四)に家老席見習となり、翌六年閏七月一日に加判の列に加えられている。そして同年同月一五日に、孫平次と改名した。天保九年七月四日には養父刑部左衛門の家督五〇〇石を相続し、同年同月六日に藩政改革の掛りを命じられている。以上の経歴から青山孫平次は、天保六年以降に篠山藩家老の要

職にあつたことが分かる。

これらを踏まえて史料の作成年代である「酉年正月」については、天保八年（一八三七）正月と推定しておきたい。天保八年は山崎源治の元締役就任以前に相当するものの、既に家老となっていた青山孫平次と山崎の間における何らかの関係に基づいて、国益に関する私案を示したものが本史料であると考えておきたい。さらに翌天保九年七月には青山孫平次が藩政改革の掛りを命じられ、三ヵ月後の一〇月に山崎源治が元締役に就任していることから、本史料で示された国益仕法が具体化していく過程の中に両者の積極的役割があるといえよう。

（二）「米札通用」を基軸とする国益策の内容

次に、山崎によって示された篠山藩国益仕法の内容を確認する。篠山藩における国益策の展開については文政元年（一八一八）の立杭焼藩営専売や、同七年の茶専売などが知られている^⑥。その特徴は農産加工品や陶磁器のようなプロト工業製品の生産・販売を中心としていたとされ、本史料に示されたような米札の流通を基軸に据えた金融政策を正面から唱えたものは管見の限り指摘がない。そのことも踏まえて本稿では、山崎源治の国益策について、以下に全文を翻刻して示すこととしたい。

尊公様此度御帰郷二付、御国益御国産御吟味被遊候思召
之 御内命被為 仰蒙候二付、極御内意二而私愚案見込

之処取調、尊公様江入御内覧候様御沙汰御座候二付、左
之通取調仕候

一 篠山御土地二而製作仕候木綿御国産物御交易二相成候而、
行々年を経、御国益二も相成候哉と御察御座候処、愚案
仕候二者、多喜郡之御地面ハ土性鈍く強き土に御座候間、
①御土地に順し、綿も鈍く強きかた二而、木綿に織立至
而丈ふ二而実用二者為よろしく御座候得共、色黒くごわ
くいたし、しなやかなるところすくなく、染候得者機
張縮候間、兎而も都海江ハ向兼候御品とも被奉存候、撰
播之地ハ砂じにて土性さらりといたし、ちから至而弱く、
綿もその様二而しろく和らかにして、木綿に織立候処し
なやかにて美しく相見へ、実用ニハ至て弱く御座候へと
も、染付もよろしく都海江応し候木綿と被奉存候、都海
二而ハ実用之強弱に不抱、染付宜敷うつくしく和らかな
る品に無御座候而ハ用ひかた薄く御座候由承り申候、②
御土地の木綿ハ前条申上候通り二而ハ御産物に相成御国
益之程と無覺束 被奉存候、先年紺看板江戸表江御廻し
二相成候処、機はり狭く御用二も相成兼候趣承り申候、
篠山表ハ結構之御土地二而、五穀之内何ぞツ不熟と申候
品も無御座候、老幼男女とも耕作精入無解（懈）怠相働
候へハ、十分に作物熟し、第一御手厚き御国に御座候、
宮津御領ハ篤とハ不奉存候へとも、河守ハ宮津まで八里

ノ間、山中ニ而打開き候ハ田面少しも見受不申、御城下に至り候処、陸ハ尖山開き候処ハ北海ニ而人多く、田面少く御手薄き御領地ニ而、若昂其外入米当之処にて、五穀至而不利之御国と奉存候、依之縮緬御国産ニ而一ヶ年分凡七拾万疋も織し候由、右代銀御收納に相立、上ニハ御武役御修理、御家人之御手当と相成候由、下ニハ入米飯料之手当、渡世安住之たつき（注―方便）ニ仕候由、乍併船付之御土地故、町在とも繁茂ハ仕候へとも、誠に当年不熟ニ而、諸国津留ニ相成候へハ、兼而入米当ニ而相凌候御土地故、諸民飯料之術計も尽き、飢困窮仕候者不尽候、御在所表ハ順年とハ御不熟にて多分御損毛有之候とハ乍申、御上ニ而ハ明年之御手当米満御倉、町在とも被為遊 御世話困ひ米も出来、当歳不毛之中より上下御手当米之相届候と申ハ全く御土地相勝れ結構之御国故之義と奉存候、愚案仕候ニ、上古より大造なる国産物之出候御土地ハ先下国ニ而、五穀不利之土地ニ而人別（へつ）多く、田面不足ニ而渡世安住難相成地か、又ハ大国か海辺か、又ハ三都江応し候品沢山に出候御土地か、又無御座候而ハ兎而も御交易之勝利ハ出来申間敷奉存候御土地ニ而、製作仕候葛粉ふし上品ニ而至極結構ニ御座候へとも、根元手薄く、兎而も御産物ニ相成候程製作ハ出来申間敷奉存候、川北村黒大豆何国ニ而も賞翫深く仕

候へとも、取集候へハ誠ニ瑣細（注―些細）なる事にて、都海ニ而ハ一軒之売捌ニも引足不申、責而貳三千石も出候へハ、篠山御産物にも相成可申候へとも、前条之御次第ニ而甚以残念之義ニ奉存候、③当時御産物随一之王地山陶器も五十年と百年と御相続之相成候御交易とも乍恐不奉存候、御算当之義ハ捨置、第一松木切出し候義夥しく、諸山荒所多く相成候へハ、御国之御不利と奉存候、紀伊様ニも男山ニ而陶器御交易御初メ被遊候へとも、深山熊の（注―熊野）有之、尾州様ニも木曾山有之、何ヶ年焚木切出し候而も尽申間敷、右御両国に對し候へハ乍恐御土地狭く、松山之分も追々きり尽し可申、是より拾ヶ年経候処ニ而ハ、諸村松山も切透勝に相成可申、左候へハ柰茸も追々出止ミ、御運上も相減シ、其上御領分中焚木之直段も自然と高直に相成候へハ、下賤之為にも不宜、又諸山禿山に相成候へハ旱魃之年柄ニ而も白雨等無之と承り申候、左候へハ耕作不利之基、其上剛雨降り候へハ禿山よりハ土砂押し出し、川溝自然と埋、高く相成候へハ、川添之御田地欠処多く可相成、左候へハ水除捨杭等郷夫之失費夥しく、御為に不宜奉存候、ヶ様に申上候へハ、御産物御交易事茂都而御不利と申上候様に被思召、取も有之候半と誠に恐懼仕候へとも、全左様ニハ無御座、何事に不限御交易之御利益御見通し能付、根強御

仕方二而御国之御障りニ相成不申候而、御国益に相成候義ハ私義も兼而奉祈候処ニ而御座候、何卒尊公様ニも御高案ヲ以万代不朽之御国益ヲ御取立被遊候様奉願候、④兼々私義愚案仕居候ニハ、篠山表ニ而米札通用御願被遊候而御取建被遊候ヘハ、誠ニ御益ハ照り降りなく、只今拾ヶ年も二十ヶ年行先御利益之御見通し駈与相付、御法ヲ嚴重ニ御定メ被遊、月御勘定ニ被遊、掛り御役人共罷出、諸勘定仕立候節表役ニ而立合、御出入何百何拾何貫目、御上之御益何拾何貫何百目と明白に取調、御益銀ハ月々御積金ニ相成候ヘハ、拾ヶ年と経候ヘハ莫太之正御遊金出来仕候義ハ、只今正敷御見通し付、其上海上之難なく、運賃之勞なく、御国を富し、下方ハ得融通、上下歛然たり、ヶ様之御国益ハ御眼目之第一と奉存候、御仕方書掛り御役人之員数御利益之内場（注—内端）拾ヶ年勘定積り書ハ別帳ニ而奉入御内覧候、余之御交易ハ右一条御取立之上、篤与御吟味御取調之上御取立被遊候方、却而行々御為筋と奉存候、米札之義ハ御利益広大無叟、万倍不朽之義かとも奉存候間、能々御高案之上被仰上、始尾能相整候様相成候ハ、御上之御益、下方融通、御土地之繁茂不過之奉存候、宜敷御執成奉願上候、以上

酉正月

山崎源治

青山孫平次様

冒頭の記述より、青山孫平次が国益献策に関する「内命」を山崎に下したことがわかる。本史料はこのことに対する山崎の私案を披露したものである。本題部分ではまず、木綿栽培について考察されている。傍線部①を見ると、篠山で栽培される木綿は土壌の性質に依じて丈夫なもので実用に耐える品質ではあるものの、大都市で販売できるような嗜好品には適していないと分析されている。実際、傍線部②によると篠山藩では江戸向けに紺看板を仕立てて事業展開を試みたが、失敗に終わったようである。

また、傍線部③では、篠山藩「随一」の国産品である王地山陶器について記されている。陶器生産には大量の燃料を必要とするため、尾張藩や紀州藩のように豊富な資源を持ち合わせていない篠山藩ではすぐに枯渇してしまうばかりか、木材の切り出しによって自然災害を誘発するなど、問題点が多いと指摘されている。

以上を踏まえて山崎は、「米札通用」を提案している。米札の流通によって得られる原物米との差額からの収益は気象条件に左右される要素や付加的な負担が一切なく、篠山藩には最適の国益政策であると結論づけているのである。

二 天保一二年（一八四一）の「御掛所御改革」

（一）掛屋改革を献策した篠山藩士

このような山崎の提案は、実際に篠山藩の政策として採用されることとなる。そのことがうかがえるのは、天保一二年（一八四一）の「御掛所御改革」である。この一件に関わる史料は、多紀郡篠山藩領の大山組大庄屋を務めた園田家文書として伝来している。⁷⁾

本史料は、前半の「口上之覚」に続いて「御掛所御改革調」が記される形となっている。両者の内容は多少の異同があるものの、ほぼ同一である。このことについて、本史料の見返しには「あまり文面重り候処も有之二付、孫平次様へ差出し候帳面文略之方差出候、此帳面之方者少々重文二相成居候間、此段御用捨可被下候」と記されている。このことから、本史料の内容が家老青山孫平次への提出を想定して起草されたもので、推敲段階の文面を書写したため重複の多いものとなっていることが分かる。

さらに、前半の末尾には「右者山崎源治様方青山孫平治様へ御書上ヶ被成候書付、丑九月（注―天保一二年）石原様方極内々拝見いたし候様被仰付候」、後半の末尾には「右者石原門太夫様方之御書上ヶ之扣、山崎源治様御書上ヶ之写与式通内々拝見

いたし候様被仰聞、丑九月（注―天保一二年）二御下ヶ致内見候」と記されている。これらを総合すると、前半の「口上之覚」は山崎源治により執筆され、後半の「御掛所御改革調」は山崎の案を踏まえる形で石原門太夫が執筆したものではないかと推測される。

ここで、「御掛所御改革」の起案に深く関わった山崎源治と石原門太夫について確認しておく。山崎源治については、天保八年（一八三七）に「米札通用」を中心とする国益策を提唱した人物と同一である。石原門太夫は安永五年（一七七六）に仕官した石原新助（諱は昌好）を初代とし、門太夫こと昌恵はその二代目である。禄高は七石三人扶持と小身ではあるが、天保一〇年（一八三九）に元締方帳面改役、同一一年に元締添役、さらに同一二年に「御分限御取締御用掛り」を命じられている。そして、天保一三年には「当春菱田次郎右衛門預り切手俄二取付諸人致群衆候付、右取締方被仰付候処格別骨折取扱」につき、縮帷子と金五〇〇疋を下賜されている。

したがって山崎と石原は、ともに篠山藩財政を管掌する元締所に関係する役人として、天保後期に家老青山孫平次が主導した篠山藩の財政改革に深く関与した藩士と考えられる。篠山藩士である石原と山崎によって書き上げられた改革案が園田家文書として伝存している理由としては、天保二年（一八三一）以降、園田庄十左衛門が郡取締の職にあったため、披見と書写を

ゆるされたものと考えておきたい。⁽⁸⁾

(二) 掛屋改革の背景

以上を踏まえて「御掛所御改革」の内容確認を試みたいが、前述の通り本文には重複が多い。先に確認した書写の経緯に加えて、後半部の「御掛所御改革調」が前半に比べて整った書体で記されていることから、最終案に近いのはそちらであると判断し、後半部を底本として異同部分を前半部に求める形で検討を進めたい。

まず、「御掛所御改革調」の冒頭には次のように記されている。

一御改革被為 仰出難有奉敬承、精々愚案仕候得共、是与心付候事茂無御座候、①何卒御掛屋御改革被為 仰出候ハ、御益金年々御積置ニ相成、累年追々相嵩ミ候得者急度一廉之御為ニも可相成哉与奉存候、御趣法之儀者御改革ニ付御掛屋御引上被 仰出、御引替所別ニ御建、都而是込通之切手ニ而治郎右衛門名前之處篠山掛所又者笹山引替所とか、若又笹山御役所銘ニ相成候御儀如何ニも被為 思召候ハ、矢張町人名前ニ而も可然哉、②御他所之銀札与申候札とも違、切手之儀者専ら御領内銀之通用ニ而御座候得者御銘之儀者何れニ而も御差支ニ相成間敷哉与奉存候、切手寸法、書法、紙品等茂是込通切手銀目位等も以前之通出来之上、御領内へ御改革之御触出し

新切手通用、古切手通用御差留之趣其筋々江被 仰出候様仕度奉存候、③実牀之儀者御掛屋江 上ノ御元入金御座候儀ニ者無御座、御納戸店江御預ケニ相成候金銀錢丈御引上ケニ相成候ハ、其余切手ハ掛屋自分引替之物ニ御座候間、入組候儀者無御座候、其外御用銀人指古当分物并御米切手引宛等之口ニ者有之候得共、是等之儀者御用達共同格之儀ニ而御掛屋御引上ケニ被 仰付候とも、聊御下銀被成遣候儀ニ不及様奉存候

傍線部①より、「御掛屋御引上」に取り組むことによつて年々利益が見込まれ、その蓄積によつて篠山藩の経営に寄与することが期待されている。「御掛屋御引上」とは、掛屋で資金運用した利益を藩財政に吸収することを指すと考えられる。続く傍線部②からは、掛屋改革の具体的方法は篠山藩領内にのみ通用する「御米切手」の発行に取り組むことのようにだと分かる。この点、「御米切手」は他領にも通用する銀札と区別されている。さらに傍線部③では、篠山藩が掛屋に対して元入金を投入するのではなく、藩の納戸方から掛屋の店へ預けた金銀錢を回収するという形をとることで、藩の公金と掛屋自体の資産を区別することができるとしている。

当時の篠山藩の借財が全体としてどのようなものであったのかについては不明であるが、本史料の前半部「口上之覚」では次のように述べられている。

一御納戸必至与御六ヶ敷御儀者乍恐只今二初メぬ御義二御座候へ共、昨年も段々御評決二而無何角御濟渡之御趣法被仰出、種々六ヶ敷名目付御金等御借り入二相成、其上両都二而も差詰り候談示も仕、御越年之御趣段も乍無理付候処、御中屋敷御火災二付而火急之御臨時不取敢京都二而も公金為御替金之内御借り入、二條御困米代之内等二而金千五百両も御借り入、大坂表二而も無理成談示も仕候上二候得共、火急無御抛御臨時之事故可也二致出銀も呉候而、昨年之処者御渡りも付候得共、当冬御調帳之手尻実二不容易御不足二御座候而當惑仕候得共、無利成処迄補詰候上二而も金壹万四千五百四十六両余之御不足二相成、此上補方見込も無御座候二付、江戸表二而も悲とも三千両計者金主方二而も公金二而も御都合被成下候様達て申立、右三千両江戸表二而御調金有之候而御渡付候与申訳二而者無御座、御調金被下候而も其余壹万千五百両余之御不足二而恐人奉存候、

これによると、篠山藩財政は従来から江戸・大坂の両都を中心として借財を重ねていたが、天保一年（一八四〇）には江戸の中屋敷が火災に遭い、さらに厳しい状態となった。傍線部によると、天保一二年暮の財政状況としては、江戸から調達見込みの金三〇〇〇両を含めても、一万五〇〇〇両余りの不足金が生じるとしている。

（三）「御米切手」の発行と利殖の方法

続いて、篠山藩財政をめぐる以上の状況に対処するための具体的方法についてである。本史料では「亥七月御掛屋店勘定差引切手出高」、すなわち天保一〇年（一八三九）と推定される時点での切手発行額について、七五九貫四六八匁五分六厘と算出している。その上で「御改革切手見積内端仕候而」、新規に六〇〇貫の切手発行を見込む。「内端」とは、少なくとも見積もることをいう。⁹⁾ そのうち二〇〇貫は掛屋の店内で正金銀銭との引き替えのため備えておき、残りの四〇〇貫を「馬喰町御貸附所」、すなわち江戸の馬喰町御用屋敷役所貸付金に対する返済に充当する計画となっている。¹⁰⁾

次にそれらの利殖方法であるが、馬喰町貸付所への返済銀四〇〇貫に対する月八朱の利銀四一貫六〇〇匁（二三ヵ月分）をはじめとして、一年あたりで四五貫二六六匁六分五厘の積立銀を見込む。それに月八朱の利息をつけた上で、年間五貫目の諸雑費を差し引きつつ運用していくと、一一年目には銀六六九貫三四五匁六分九厘、金一両を銀六〇匁と仮定して一万一〇五五両余りの収益が得られる計画となっている。これは予測最大値であるが、少なくともこの三分の二に相当する収益は確実に得られると断言されている。また、この収益をどのように用いるかという点について、次のように述べられてもいる。

(前略) 右御益金十ヶ年二相積り候へハ一廉之御渡建二可相成御儀与奉存候、何分當時御六ヶ敷御時節柄之御事ニ御座候得者、何箇なく前件之御次第ニ御改革被仰出、追而御納戸御融通可也ニ御差支無御座候様相成候節者、右切手之価凡半金丈者右切手引替御手当金として御宝蔵御文庫等之内へ御納置、跡半金ヲ以而御掛所之出入御見積り仕候上ニ而御納戸江御借入之素形ニ而利分之内、部分ヶ御定メ 御武器等御要害之御手宛金として別段年々相納候様相成候ハ、何れの御手宛ニも可相成哉ニ奉存候

掛屋改革において発行する「御米切手」の取引額のうち、半分を更なる切手引替の原資として藩の宝蔵に蓄える一方、もう半分を納戸方への借入れという形で吸い上げ、「御武器等御要害之御手宛金」として別に管理するというものである。

また、利殖以外に収益を増やす方法として、掛屋の金相場を大坂のそれよりも高く設定するという方法がある。

一御掛屋金相場、大坂金相場方式分高二而、納直段、払直段与申候而、正金持参銀二引替候時ハ納直段ニ而両替六十式匁式分、正金并切手銭等持参候而、正金二引替候時者両替六十式匁六分ニ而相渡候二付、両替出入ニ而壹両二付銀四分宛之得銀者兼而銀定メニ御座候、下方ニ而専ら右納払之中直段与申候而両替六十式匁四分通用ニ仕

候儀御座候

但右両替之儀ハ時々之相場御座候二付、仮ニ相認候儀ニ御座候

傍線部によれば、掛屋の金相場は大坂の金相場より「式分高」に設定される。そして正金を持参銀と引き替える場合は金一兩あたり銀六二匁二分の両替、正金・切手・銭などを持参して正金と引き替える場合は六二匁六分の両替とする。このようにして最大で差額の四分を収益にできるという見立てであろう。

このほか、掛屋が発行する切手を領内の百姓・町人に対する貸付にも利用すること、篠山藩元締役所の役人二名を「御掛所掛り」とすること、百姓・町人の中から適当な者を見出して「惣御勘定取締」を申し付けることなどが規定されている。

三 天保一三年（一八四二）の米切手引替騒動

(一) 騒動の経緯と掛屋の交代

しかし、篠山藩の掛屋による米切手（米札）の発行は、早期に行き詰まることとなった。米切手の発行を基軸とする国益策の提案や掛屋の改革などから間もない天保一三年（一八四二）正月には、掛屋の菱田次郎右衛門が発行した米切手の引替を求めて、篠山藩領の各方面から群衆が集まる事態となっている。この年正月九日の町奉行日記には次のように記されている。¹⁾

一①今朝菱田次郎右衛門店江、両替罷出候者夥敷、遠在他領者迄茂□□^(掛屋)掛屋潰之評判有之趣組下惣代追々届出候二付、御用番江申出為警固組下之者差遣置候処、②午刻頃蜂須賀小平太殿当役兩人共只今可罷出旨申来即刻參上候処、此度掛屋御改革二付一件御用掛り被 仰付候旨御同人被仰達、即座二神文被仰付、元々四人茂同様被仰付

一未半刻頃次郎右衛門宅并同人弟敬助宅江組下小頭敬藏、役所手附林助、組下同心四人差遣様子為見分、申半刻二相成③追々引替人茂群集、備金茂払底与相聞、此俟捨置候ハ、狼藉ニも可及哉ニも相見候、有無何彼引替見合候様小頭方為達候而、両家共戸口令閉之、酉刻過月番宅江次郎右衛門呼出、於席上此度切手御改革被 仰付候二付、預切手之分如何様ニも致シ、無滞引替可致無故障相濟ハ格別之御高慮茂被為在候間、粉骨相働候様申達候処、暫御猶予被成下候ハ、引替可仕旨御請申出、再応押尋可上、愈無相違旨申出候二付、□□途中組下老令□□惣代も罷出、席上小頭、手附、触役持座

但元締山崎源次、永戸丈左衛門、石原門太夫元々役所附兩人二茂罷越、次ノ間ニ控罷在、右達相濟元締共者直二次郎右衛門方へ罷越諸帳面類相改候様被仰付(後略)

傍線部①によると、篠山藩の掛屋を務めていた菱田次郎右衛門の店に、米札の両替を求めて数多くの群衆が集まった。菱田の店に関しては、「掛屋潰」の評判が立っていた。次に傍線部②においては、午刻頃に篠山藩家老の蜂須賀小平太から呼び出しがあり、町奉行の二名は四名の元締役とともに、「掛屋御改革二付一件御用掛り」を命じられた。続いて傍線部③では、より具体的な状況として、菱田の店は米札引替のための「備金」が底をついていると見られており、集まった群衆は狼藉に及ぼうとしていたとある。そこで、町奉行は菱田の店の戸締りを命じた上で酉刻過ぎに月番の奉行宅へ菱田を出頭させ、米札の引替に尽力するよう求めている。

その翌日には、菱田次郎右衛門の掛屋業務が行き詰ったことを受けて、園田仁左衛門と平野佐十郎の二名が新たな掛屋を命じられている。さらに、翌正月一日からは平野佐十郎の店で従来の切手に増印を加えて通用させる旨の急触を回覧した。⁽¹²⁾

一菱田治郎右衛門預ケ切手所持致居候ものハ一村限り庄屋方ニ而銀目々高書付ニ致封し候て、明後十三日中迄之内平野佐十郎店江差出可申旨之御触面御渡二付、例之通急触差出ス

しかしこれでは事態が鎮静化せず、正月一三日に領内騒動の噂が立ち、篠山藩からは在方の巡察などに当たる郷組の者を差し遣わすなどした。続く正月一四日に、改めて次のような收拾

策が篠山藩から提示されている。¹³⁾

一昨記差出候郷組之もの共追々引取、一同静謐之旨申出、
其旨御席江申上ル

一菱田治郎右衛門預り切手式刃以下之分ハ、同人店ニ而此
度新掛所増印切手ニ而引替為致通用候事

但正金銀望之ものハ、右増印切手ヲ以新掛所江罷出引
替可申事

一三刃以上之切手者当月中ニ取調候間、引替可申事

右之通ニ付不致難渋候様一組限り庄屋役人共切手取集メ、
来十七日迄追々引替可罷出事

これによると切手の引き替えを望む者について、額面が二刃以下の場合には菱田の店において、後任の掛屋が増印を加えて再発行した新切手をもつて引き替えるよう指示している。これに対して三刃以上の場合については、当月中に調整をおこなうと述べられている。実際の引き替えは二月から開始されたようであり、菱田の後任の掛屋である園田と平野による新切手の発行も同時に進められた結果、新切手の発行は四月晦日に一〇万枚を数えた。

(二) 旧掛屋家の存続

以上の一件を経て、掛屋としての菱田次郎右衛門の活動には終止符が打たれることとなるが、菱田家そのものは存続したよ

うである。米切手をめぐる騒動から一二年後に当たる嘉永七年（二八五四）の町奉行日記には次のように記されている。¹⁴⁾

一菱田治郎右衛門願之儀ニ付、左之通書取相添先達御席へ
差出置候処、伺之通今日相済

①菱田治郎右衛門儀、天保十三寅年掛所役被 召放候
節、同人身分取扱之儀奉伺候処、治郎右衛門家者御得
替之節御供仕候家ニ而、外町人とも違苗字茂其俣ニ被
成置候儀ニ付、此已後若御札式願出候ハ、其節可相
伺旨被 仰出御座候処、②此度別紙之通身上追々零落
之上老衰仕候ニ付、忤平弥江家名相譲り、為冥加同人
儀御礼諸恐悦奉申上度願出申候間、御憐愍を以御聞届
被成下候様仕度、尤平弥諸恐悦申上旧家之儀ニ付下
二階町菱田勘右衛門同様ニ為仕度、此段奉伺候、以上
六月

傍線部①からは、菱田が掛屋役を解任されたものの、菱田家が「御得替」、すなわち寛延元年（一七四八）の国替に際して藩主青山家に付き従って篠山藩入りしたことが示唆されている。このような別格の由緒を持つ町人であるため、傍線部②のような次郎右衛門の忤平弥に菱田家の家督を継承させることが決定し、付随する種々の特権についても認められることとなった。

おわりに

天保期の篠山藩における国益策の展開について、藩士による献策を中心に概観してきた。これまで篠山藩の国益策については、柿や縮緬・陶磁器などの農産物あるいはプロト工業製品の生産・販売を提唱した豪農の献策が明らかにされてきた。これに対して藩財政をも管掌した篠山藩士による国益策を見ると、そのような国産品が市場で優位性を獲得する可能性に疑問を示しており、また領内の資源を鑑みても持続的な生産が難しいと結論づけている。そのため俎上に載せられたのは藩内で通用する米札（米切手）を掛屋に発行させることであり、大坂の金相場と比べて割高に設定した引替額や利殖を図る運用などを駆使して藩財政を健全化させ、武器購入などの御用に充当することが目論まれている。

しかし、米切手の発行を基軸とした国益策は早期につまづきを見せ、領内騒動に近い事態を招いたことで、切手発行に携わった掛屋は罷免された。かつて藩主家とともに篠山藩への国替に付き従ったという由緒があることから、家自体は存続が図られたものの、国益策の実効性としては問題点が多かったと考えざるを得ない。

元来、篠山藩の貢租納入に際しては、現物納のほか銀納や手

形納が組み合わされていた。特に手形納は手形の額面にいくらかの「差米」を加えて引き替えられ、租率を変えることなく実質的な増徴を図ることができるとする仕組みであったとされている。手形納は文政一三年（一八三〇）の米手形訴訟や万延元年（二八六〇）における百姓一揆の直接的要因となっており、藩領内に摩擦を生じることがしばしばあった。¹⁵ このことは、篠山藩のような中小藩なりに国益策を展開していくことの困難さを示す事例とも考えられる。篠山藩士の献策による国益策と豪農のそれとを統一的に把握し、それらが地域社会や地域経済に与えた影響について考察を加えることは、今後の課題としたい。

註

- (1) 嵐瑞澂「篠山藩初期の藩政改革について」（『兵庫史学』五七、一九七一年）、岡光夫『封建村落の研究』（有斐閣、一九六三年）、同『近世農民一揆の展開』（ミネルヴァ書房、一九七〇年）、常松隆嗣『近世の豪農と地域社会』（和泉書院、二〇一四年）。
- (2) 常松隆嗣「篠山藩における国益策の展開——豪農の献策を中心に——」（同『近世の豪農と地域社会』（和泉書院、二〇一四年）所収、初出二〇〇三年）。
- (3) 平野家文書箱一―二―四九。本史料群については、別稿を参照。
- (4) 山崎源治の経歴に関する記述は青山家文書二三九六「御家人由緒明細録 七」、青山孫平次の経歴に関する記述は青山家文書二三九〇「御家人由緒明細録 一」に拠った。
- (5) 『藩史大辞典』第五卷（雄山閣出版、一九八九年）、四二三頁。

- (6) 常松隆嗣「篠山藩における国益策の展開——豪農の献策を中心に——」
〔同『近世の豪農と地域社会』(和泉書院、二〇一四年)所収、初出
二〇〇三年〕。
- (7) 園田家文書一五一一八(関西大学博物館所蔵)。
- (8) 常松隆嗣『近世の豪農と地域社会』(和泉書院、二〇一四年)、七四頁。
- (9) 『日本国語大辞典』。
- (10) 「御掛所御改革」と同年の天保一二年(一八四一)七月の年紀を持
つ「御借財御返済并補方取調」によると、篠山藩として馬喰町御用
屋敷役所から金三〇〇〇兩余りの借財が計上されている(園田家文
書七一七)。本史料の表紙には朱筆で「三」と記されており、当時
の篠山藩における借財のうち一部を捕捉するものに留まっている可
能性も考えられる。またこの史料では、当時の篠山藩における借財
の状況について、「江戸」で金七一六兩三步二朱・銀七匁四分八
厘、「京都」で金七五四兩一步二朱・銀五匁三七匁一分五厘、
「大坂田舎」で金二八四兩・銀九二六匁六匁八厘、「御領分」で銀
二六六八匁八〇九匁四分九厘と計上されている。
- (11) 同志社大学岡光夫研究室旧蔵篠山藩政日記五一(天保九年町奉行日
記)。
- (12) 同志社大学岡光夫研究室旧蔵篠山藩政日記五二(天保九年会所日
記)。
- (13) 同志社大学岡光夫研究室旧蔵篠山藩政日記五二(天保九年会所日
記)。
- (14) 青山家文書一二二二「日記」(嘉永七年)。
- (15) 岡光夫「米をめぐる商人と農民との対抗」〔同『近世農民一揆の展開』
〔ミネルヴァ書房、一九七〇年〕所収第三章〕。